

別添③



健感発 0729 第 3 号  
平成 23 年 7 月 29 日

各

都道府県  
保健所設置市  
特別区

衛生主管部 御中

厚生労働省健康局結核感染症課



インフルエンザに係る入院サーベイランスについて

インフルエンザ対策については、平素よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 97 号）が本日公布され、「感染症発生動向調査事業実施要綱」（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号）について改められたところです。

これに伴い、「インフルエンザに係るサーベイランスについて」（平成 23 年 3 月 31 日健感発 0331 第 1 号）の別添 3 「インフルエンザ重症サーベイランス」において、予めお知らせしておりましたとおり、平成 23 年 9 月 4 日を以てインフルエンザ重症サーベイランスを廃止し、平成 23 年 9 月 5 日よりインフルエンザ入院サーベイランスとして開始しますので、別添のとおりお知らせします。



## インフルエンザ入院サーベイランス

## 1. 目的

インフルエンザによる入院患者の数及び臨床情報を捕捉することにより、インフルエンザによる入院患者の発生動向や重症化の傾向を把握する。

## 2. 実施方法

## (1) 基幹定点医療機関

インフルエンザによる入院患者について、一週間（月曜日から日曜日）ごとに、保健所に報告する。但し、インフルエンザ定点として指定する医療機関と同一の医療機関を基幹定点として指定している場合、いずれの報告も行うこと。

## (2) 保健所

(1)により得られた患者情報を、毎週火曜日（休日の場合はその翌開庁日）までに、暫定感染症サーベイランスシステム（iNESID）に入力する。

なお、平成24年4月からは、感染症サーベイランス（NESID）に一元化を行う予定。

## (3) 都道府県等の本庁

保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

## (4) 厚生労働省

都道府県等の本庁が確認済みの患者情報を速やかに集計し、全国情報を作成し、都道府県等の本庁に送付する。

## 3. 実施時期

通年、実施する。

## 4. 結果の公表

結果の定期的な公表は、毎年9月から翌年3月までを目途として実施する。

健感発 0331 第 1 号  
平成 23 年 3 月 31 日

各

都道府県  
保健所設置市  
特別区

衛生主管部 御中

厚生労働省結核感染症課長

## インフルエンザに係るサーベイランスについて

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策については、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)については、平成 23 年 3 月 31 日をもって、感染症法第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、「新型インフルエンザ等感染症」でなくなった旨の厚生労働大臣による公表を行いました。

これに伴うインフルエンザに係るサーベイランス体制については、当面の変更はありませんが、今後の予定を含めて、下記の通りお知らせします。

なお、サーベイランスに関するものを含めて、これまでに厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局が発出した事務連絡を廃止することについては、「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る季節性インフルエンザ対策への移行について」(平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡)でご連絡した通りです。

## 記

- 年間を通じて実施するサーベイランス
  - インフルエンザサーベイランス (患者発生サーベイランス)【別添 1】
  - ウイルスサーベイランス【別添 2】
  - インフルエンザ重症サーベイランス【別添 3】
- 期間を限定して実施するサーベイランス
  - インフルエンザ様疾患発生報告 (学校サーベイランス)【別添 4】



## インフルエンザ重症サーベイランス

## 1. 目的

インフルエンザと診断された重症及び死亡患者の数及び臨床情報を捕捉することにより、インフルエンザによる重症者の発生動向や病原性の変化を把握する。

## 2. 実施方法

## (1) 医療機関

入院医療機関において、医師が、インフルエンザ患者の急性脳症、人工呼吸器装着、集中治療室入室、死亡を確認した場合、保健所に連絡を行う。

## (2) 保健所

(1) により連絡を受けた保健所は、患者の入院する医療機関等と連絡をとり、得られた患者の臨床情報を、毎週火曜日（休日の場合はその翌開庁日）までに、暫定感染症サーベイランスシステム（iNESID）に入力する。患者の臨床情報に変更があれば、随時入力を行う。

## (3) 都道府県等の本庁

保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

## (4) 厚生労働省

都道府県等の本庁が確認済みの患者情報を速やかに集計し、全国情報を作成し、都道府県等の本庁に送付する。

## 3. 実施時期

通年、実施する。

## 4. 報道発表

定期的な報道発表は、毎年9月から翌年3月までを目途として実施する。  
なお、平成23年においては、4月末まで発表する予定。

## 5. その他

平成23年9月以降は、基幹定点医療機関での把握による入院サーベイランスとして制度的に位置づけて実施する予定であり、移行までの間は当該実施内容で行う。

なお、入院サーベイランスについては、引き続き、暫定感染症サーベイランスシステム（iNESID）で入力を行い、平成24年4月からは、感染症サーベイランス（NESID）に一元化を行う予定。